

ナイトタイムエコノミー推進事業運営業務委託に係るプロポーザルに関する想定Q&A

想定される質問に対して、Q&A形式でまとめています。提案内容を企画する際の参考にしてください。

令和7年10月3日時点

No	質問事項	回答事項
1	自主事業として、どのような取組が認められますか？	自主事業として実施できるのは、以下の3つの条件をすべて満たす取組です。 ① 提案者自身が主体となって企画・運営すること ② その経費を提案者自身が負担すること ③ 本市のナイトタイムエコノミー推進の目的に合致すること 具体例としては、以下のような取組が考えられます。 ・物販イベントや体験型イベント ・飲食企画 ・音楽・アートイベントなど 自主事業を行う場合は、その内容や実施方法を企画提案書に明確に記載してください。
2	自主事業を実施しなくても企画提案は可能ですか？	はい。自主事業の実施はあくまで任意となっていますので、自主事業を実施しなくても企画提案をしていただくことができます。ただし、評価にあたっては、本市からの委託業務と自主事業の内容から総合的な評価を行うこととします。
3	協賛金や出店料を集める場合は、自主事業の実施が必須ということか？	お見込みのとおりです。 協賛金や出店料等による収入は、全額を自主事業の財源として充当いただくことを想定していますので、当該収入を確保する場合は、何らかの自主事業の実施が必須となります。
4	イベントは最低何回実施する必要がありますか？	回数の指定はありませんが、発注者としては「1日だけの開催」ではなく、より多く展開されることを期待しています。開催回数や日程は、提案内容に応じて市と協議の上で決定します。
5	会場は市が確保してくれるのですか？	会場の選定や使用申請は、原則として提案者の責任で行っていただきます。市としては情報提供や相談対応は行いますが、申請作業や費用負担は提案者側の役割となります。
6	広報については市も協力してくれますか？	広報活動の主体は受託者ですが、市としてもHPや観光協会を通じた情報発信等で可能な範囲で協力します。
7	雨天や荒天の場合、イベントを中止できますか？	中止も含め、代替案を企画提案書の段階で示してください。当日の判断は市と協議の上で行うことになります。
8	制作したポスターや映像などは、今後市が使うことはありますか？	はい。仕様書第11条第4項に記載のとおり、市による無償の二次使用（HPへの掲載や印刷物への掲載等）を認めていただく必要があります。